

令和 7 年第 4 回市議会定例会付議事件表（その 2）

9月9日提出

番号	件名
議案第 88 号	市長の専決処分事項の承認について
議案第 89 号	工事請負契約について

議案第 88 号

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分した
ので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

真岡市長 中村和彦

記

専決第 14 号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月28日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年5月31日に発生した強風により、真岡市粕田地内の赤色回転灯の支柱が倒壊したこと、当該赤色回転灯へ電気を供給していた電線が県道320号線の走行車線上に垂れ下がり、走行していた車両7台が当該電線等に接触する事故が発生した。その7件の事故のうち1件の事故に係る損害（物損に係るもの除き、人身に係るものに限る。）について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 73,926円

2 和解の条件 人身に係る損害賠償として、治療費29,466円、
通院交通費360円、休業補償18,300円及び
精神的損害25,800円全額を真岡市の過失分と
して支払い、今後本件（人身）に関しては、いかなる
事由が生じても双方決して異議申立てをしない
こと。

3 相手方 住所 上三川町

氏名 個人

4 その他 和解 6 件目（人身）／7 件

なお、物損に係る損害については、既に、令和 7 年
8 月 22 日に和解している。

工事請負契約について

次のとおり契約したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

真岡市長 中村和彦

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工事名 | 旧真岡市立第一学校給食センター解体整地工事 |
| 2 工事場所 | 真岡市東郷496番地1 |
| 3 工事内容 | 旧真岡市立第一学校給食センターの解体及び整地 |
| 4 契約方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 5 契約の予定金額 | 137,995,000円 |
| 6 契約の相手方 | 増山・水澤特定建設工事共同企業体
代表者 真岡市西郷2235番地
増山工業株式会社
代表取締役 増山雅子
構成員 真岡市熊倉一丁目1番地8
株式会社水澤土建
代表取締役 水澤良輔 |

(説明)

旧真岡市立第一学校給食センターを解体し、整地するものである。